

明 天 第 7 号
2022年(令和4年)2月22日
明 石 市 長 泉 房 穂
(公印省略 政策局シティセールス推進室天文科学館)

明石市立天文科学館清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市立天文科学館（以下、明石市）における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので希望される方は、下記により応募してください。

記

1 設置場所等の概要

(1) 設置場所（別紙、設置位置図参照）

明石市人丸町2番6号 明石市立天文科学館

1階玄関前（A）（B）、4階（D）（E） 計4か所

(2) 公募する清涼飲料水自動販売機台数

設置場所ごとに1台

(3) 設置面積等

1階（A・B）自動販売機部分 幅1.3m×奥行1.0m

ゴミ箱部分 幅0.5m×奥行0.5m 計1.55㎡

4階（D・E）自動販売機部分 幅1.0m×奥行0.7m

ゴミ箱部分 幅0.5m×奥行0.5m 計0.95㎡

※実際に設置される自動販売機やゴミ箱のサイズがこの面積よりも小さい場合であっても月額設置料は減額しません。

(4) 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、行政財産使用許可は1年ごとに更新するものとする。

※上記期間において、館内設備更新等による長期の臨時休館は予定しておりませんが、急な設備工事等により臨時休館することになった際についても、その期間中の月額設置料は、休館日数にかかわらず減額しません。

2 応募要件（応募者は、次のすべての要件に該当する者）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が応募申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合わせ日までに指名停止処置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。
- (5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力を有すること。
- (6) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。（ただし、明石市税を納付する義務がない者についてはこの限りでない。）
- (7) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (9) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第 4 条による事業者でないこと。

3 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置するとともに商品を補充し、硬貨詰まりなどの機械故障等に迅速かつ誠実に対応し管理するとともに、ゴミ箱に入れられた空き缶・空き容器等を定期的に回収すること。また、第 3 者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機及びゴミ箱が各設置場所の範囲内に収まる寸法であること（転倒防止板、据付部材等を含む）。

イ 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

ウ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第 3 条、明石市広告掲載基準第 5 条に抵触しないデザインであること。

エ 省エネタイプ、ノンフロン対応機であること。

オ 自動販売機前面に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

キ 機械設置の際は当館の指示に従うとともに、据付部材や固定金具等を使用し、安全面に最大限配慮すること。

(3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(4) 月額設置料

明石市が設定する最低見積価格以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積りをおこなった金額を月額設置料とする。なお、この月額設置料には行政財産使用料を含むものとする。

支払い方法は、毎月払いとし、明石市が発行する納入通知書により翌月 20 日までに納入すること。

(5) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、月額設置料と同様とする。電気料金については設置業者の負担において、設置する自動販売機ごとに電力量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価を乗じて得た額とする。

※電気料金単価 20 円/kWh

(6) 使用上の制限

ア 設置業者は、公共施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

ウ 現状を変更する場合には、明石市の許可を得ること。

(7) 売上報告書の提出

設置業者は、販売本数・売上金額を記載した売上報告書を月ごとに提出すること。なお、報告書の数値は次回の公募の際に売上実績の参考値として公告文等に使用することがある。

(8) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、明石市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(9) 設置許可の取消し

明石市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、明石市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を明石市に請求することができない。

(10) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において明石市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、設置場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、設置業者の負担において明石市が行う。

(11) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求でき

ない。

(12) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(13) 届出等の義務

設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届出ること。

(14) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置業者の責任において処理すること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより政策局シティセールス推進室天文科学館へ質問書（様式1）により提出してください。

ファクシミリ送信後、電話（078-919-5000）にて必ず着信確認を行ってください。

※電話での質問は受け付けできません。

令和4年2月22日（火）から令和4年3月1日（火）午後1時まで

ファクシミリ（078-919-6000）

明石市立天文科学館 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

(2) 質問に対する回答

令和4年3月3日（木）午後1時から明石市のホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和4年3月3日（木）午後1時に明石市のホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。

地方自治法、同施行令、明石市契約規則等関係法令その他指示事項（以下「関係法令等」という。）を承知の上、応募して下さい。なお、明石市契約規則等は、明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。現場説明会は行いません。

(1) 次に掲げる書類（以下、「申込書類等」という。）を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式4）を貼り付けてください。設置場所ごとに封筒に分けて応募してください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 見積書（様式5）

- ウ 販売を行うとする清涼飲料水のリスト
- エ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）。
- オ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金金額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類
- カ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本
- キ 国税の納税証明書及び市税完納証明書
- ク 暴力団排除に関する誓約書（様式6）

(2) 申込書類等の作成要領

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成して下さい。

- ア 申込書類等は、黒のペンまたはボールペンで記入して下さい。
- イ 申込者、見積者、及び受注者欄については、公募型見積合わせ応募者の商号または名称、当該事業所の代表者職・氏名（支店等の場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないで下さい。）を記載し押印して下さい。
- ウ 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印して下さい。ただし、金額の訂正は一切認めません。
- エ 「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（様式6）を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、見積合わせ・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合わせ応募者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市登録業者の場合は明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。
- オ 法人登記簿謄本、住民票謄本、国税の納税証明書及び明石市税完納証明書は、いずれも、公告日以降に発行されたものに限りません。（複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。）
- カ 国税の納税証明書は、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）を提出すること。ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要。

(3) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留（簡易書留も可）

の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

- ア 天文科学館への郵便物の必着期限は、令和4年3月9日（水）午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。なお、3月7日（月）および8日（火）

は休館日です。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより天文科学館へ公募型見積合せ応募確認書（様式3）を送付してください。休館日もファクシミリの受信は可能です。

ファクシミリ（078-919-6000）

明石市立天文科学館 清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当 宛

ウ 提出した申込書類等は引き換え、書き換え又は撤回等することができません。

6 見積方法

(1) 見積金額は、設置場所ごとに月額設置料を記載してください。なお月額設置料には行政財産使用料を含みます。また、この月額設置料に消費税額は加算しません。

複数の設置場所に見積りすることは可能ですが、一つの設置場所に対して応募者が見積りできる数は一とします。

(2) 最低見積価格（予定価格）

見積金額はこの最低見積価格未満となることがないようにご注意ください。

A 3,650円 B 3,650円 D 2,240円 E 2,240円

(3) 参考

■年間来館者数

平成30年度：121,443人 平成31年度：119,084人

令和2年度：64,522人 令和3年度：68,123人

※令和2年度および令和3年度は緊急事態宣言に伴う臨時休館期間あり

※令和3年度は4月～1月までの実績

■平均販売本数（本／月）

	A	B	D	E
平成30年度	357	264	282	303
平成31年度	327	265	222	237
令和2年度	165	118	105	128
令和3年度	77	105	112	100

※令和3年度は4月～1月の平均値

■職員数

約25名

7 郵送する前の最終確認

郵送する前に、次の事項を十分点検して下さい。

(1) 申込書類等の送付封筒

申込書類等の送付に使用する封筒には、宛名シール（様式4）を貼り付けて下さい。

- ア 見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- イ 公募名称、設置場所
- (2) 応募申込書（様式2）
 - ア 日付（郵送日を記載すること）
 - イ 申込者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ウ 公募名称、設置場所
- (3) 見積書（様式5）
 - ア 公募名称、設置場所
 - イ 見積金額（金額の頭に¥マークを記載すること）
 - ウ 日付（見積合わせの日の令和4年3月10日を記載すること）
 - エ 見積者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - オ 押印
- (4) 誓約書（様式6）
 - ア 日付（郵送日を記載すること）
 - イ 申込者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ウ 押印
 - エ 役員一覧表（誓約書の裏面に印刷のうえ記入すること）

8 応募申込の無効

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

- (1) 申込書類等に虚偽の記載をしたもの。
- (2) 持参、宅急便等で送付されたもの。
- (3) 申込書類等の送付封筒に宛名シール（様式4）を貼り付けていないもの。
- (4) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭であるもの。
- (5) 申込書類等が令和4年3月9日（水）午後5時を過ぎて到着したもの。
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の見積合わせの申込書類等を同封したもの。
- (7) 第2条に定める応募要件を満たさない者による応募。
- (8) 第5条第1項第1号アからキまでの提出書類に不備のあるもの。（クについては応募の段階で提出がなくても無効とはなりません。設置業者決定後、契約締結期限までに提出されていない場合は無効となります。）

9 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効となります。

- (1) 同一の見積について、2以上の申込書類等を提出したもの。
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印のない見積り。

- (3) 見積者の記名・押印のない見積。
- (4) 見積金額を訂正した見積。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積り。
- (6) 見積合わせ応募資格審査の結果、見積合わせ応募資格のない者のした見積り。
- (7) 虚偽の申請により、資格を得た者のした見積り。
- (8) 最低見積価格未満の金額でした見積り。
- (9) 見積合わせに関する条件に違反した見積り。

10 設置業者選定方法及び契約方法

- (1) 自動販売機設置場所ごとに見積合わせを行ない、最高金額をもって有効な見積りをおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は審査の対象とはしません。
- (2) 契約については設置場所ごとで行います。

11 見積合わせ日時および場所

日時 令和4年3月10日（木）午前11時00分より

※当日の状況により前後する場合があります。

場所 明石市立天文科学館2階 天文ホール

12 見積合わせ結果の公表

令和4年3月11日（金）に明石市のホームページにおいて公表します。

13 その他

- (1) 応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (2) 緊急等やむを得ない理由等により、見積合わせを執行することができないと認められる場合は、見積合わせを停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を明石市に請求することはできません。
- (3) 応募者は見積合わせ後、この公告文等および関係法令等の見積条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

明石市立天文科学館清涼飲料水自動販売機設置業者選定の事務の流れ

